

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十六号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「雇用労働局長」の下に「、都市政策・公園局長、まちづくり局長」を加える。

第二百九条第二項の表埼玉県行政組織規則第三条から第五条までに規定する課及びセンター、議会事務局総務課、教育局の課、人事委員会事務局総務給与課、警察本部会計課及び交通指導課、労働委員会事務局審査調整課並びに監査事務局監査第一課の項中「、警察本部会計課及び交通指導課」を削り、同表警察本部の課（会計課及び交通指導課を除く。）、室、所、隊、市警察部総務課及び方面本部の項を次のように改める。

警察本部の課、室、所、隊、市警察部総務課及び方面本部	課、室、所、隊又は方面本部の長の指定する職員
----------------------------	------------------------

第二百九条第二項の表装備技術センターの項を削る。

附 則

この規則中第二百九条第二項の表の改正規定は公布の日から、第二条第二号の改正規定は令和七年四月一日から施行する。